

吹田市開発事業の手続等に関する条例施行基準 新旧対照表

は改正箇所

旧		新	
(公園等の遊戯施設等の整備)		(公園等の遊戯施設等の整備)	
第5条 規則第24条第6号の別に定める基準は、次のとおりとする。		第5条 規則第24条第6号の別に定める基準は、次のとおりとする。	
項目	基準内容	項目	基準内容
その他	・遊具、公園灯等の鉄製柱脚部には、F R P被覆などの腐食防止対策を行うこと。 ・埋設管等の土被りは1.5mとすること。 ・電線の空中占用は、基本的に認めない。 ・擁壁は、建築基準法に基づく構造とし、民地との一体擁壁は認めない。また、擁壁の基礎部分は必ず公園内に納めること。 ・駐車場が隣接する場合は、排気ガスなどが公園利用者等に影響を与えないような対策を講じること。 ・公園の名称は、所在地に基づいて、市にて決定を行う。 ・大阪府福祉のまちづくり条例の内容を十分考慮にいれ整備を行うこと。 ・大阪府福祉のまちづくり条例第31条第1項の規定により特定施設設置工事事前協議を大阪府と行うこと。 ・条例第31条の規定により、公園、緑地又は広場が整備される場合は、あらかじめ公園計画の内容がわかる図書を市長に提出しなければならない。 ・法令又は条例の規定により、市に帰属する又は市が寄附を受けることとなる公園、緑地又は広場について、条例第26条第1項の完了の届出及び規則第20条第2項に規定された開発事業一部使用許可申請書を提出する前に、帰属又は寄附に関する図書を市長に提出し協議すること。 ・公園設置に関する基準は、都市計画法、都市公園法、その他関係法令に適合するものとする。 ・その他詳細については市長と協議すること。	その他	・遊具、公園灯等の鉄製柱脚部には、F R P被覆などの腐食防止対策を行うこと。 ・埋設管等の土被りは1.5mとすること。 ・電線の空中占用は、基本的に認めない。 ・擁壁は、建築基準法に基づく構造とし、民地との一体擁壁は認めない。また、擁壁の基礎部分は必ず公園内に納めること。 ・駐車場が隣接する場合は、排気ガスなどが公園利用者等に影響を与えないような対策を講じること。 ・公園の名称は、所在地に基づいて、市にて決定を行う。 ・大阪府福祉のまちづくり条例の内容を十分考慮にいれ整備を行うこと。 ・大阪府福祉のまちづくり条例第40条第1項の規定により特定施設設置工事事前協議を大阪府と行うこと。 ・条例第31条の規定により、公園、緑地又は広場が整備される場合は、あらかじめ公園計画の内容がわかる図書を市長に提出しなければならない。 ・法令又は条例の規定により、市に帰属する又は市が寄附を受けることとなる公園、緑地又は広場について、条例第26条第1項の完了の届出及び規則第20条第2項に規定された開発事業一部使用許可申請書を提出する前に、帰属又は寄附に関する図書を市長に提出し協議すること。 ・公園設置に関する基準は、都市計画法、都市公園法、その他関係法令に適合するものとする。 ・その他詳細については市長と協議すること。

旧	新
(駐車施設の整備) 第16条 規則第34条第1項第5号の別に定める台数は、次のとおりとする。 2 } 3 } 4 } ----- 略 ----- 5 } 6 } 7 規則第34条第2項第6号に掲げる場合についての同項の別に定める基準は、次のとおりとする。 (1) 規則第34条第1項第1号アに定める台数の<u>10分の7以上</u>の自動車用の駐車施設を事業区域内に設置すること。ただし、敷地面積が3,000平方メートル以上の場合において、敷地の有効利用の観点から市長が適当であると認めたときは、同号に定める台数の<u>10分の5以上</u>の自動車用の駐車施設を事業区域内に設置すること。 (2) その他の基準は、規則第34条第1項第2号から第4号まで及び第6号から第9号までに定めるとおりとする。	(駐車施設の整備) 第16条 規則第34条第1項第5号の別に定める台数は、次のとおりとする。 2 } 3 } 4 } ----- 略 ----- 5 } 6 } 7 規則第34条第2項第6号に掲げる場合についての同項の別に定める基準は、次のとおりとする。 (1) 規則第34条第1項第1号ア <u>(エ)</u> に定める台数の<u>10分の7以上</u>の自動車用の駐車施設を事業区域内に設置すること。ただし、敷地面積が3,000平方メートル以上の場合において、敷地の有効利用の観点から市長が適当であると認めたときは、同号に定める台数の<u>10分の4以上</u>の自動車用の駐車施設を事業区域内に設置すること。 (2) その他の基準は、規則第34条第1項第2号から第4号まで及び第6号から第9号までに定めるとおりとする。

旧			新		
(緑化面積の算定方法) 第17条 規則第35条第1項第1号の規定による敷地内の緑化面積の算定方法は、次のとおりとする。			(緑化面積の算定方法) 第17条 規則第35条第1項第1号の規定による敷地内の緑化面積の算定方法は、次のとおりとする。		
緑化面積の算定基準	項目	基準内容	緑化面積の算定基準	項目	基準内容
	低木による緑化	・樹高H＝0.4m、枝張W＝0.3mの寸法以上を確保すること。 ・植栽密度、樹種、規格に応じ適切な密度とすること。 ・緑化面積は、植栽された緑被地の水平投影面積とする。		低木による緑化	・樹高H＝0.4m、枝張W＝0.3mの寸法以上を確保すること。 ・植栽密度、樹種、規格に応じ適切な密度とすること。 ・緑化面積は、植栽された緑被地の水平投影面積とする。
	中木による緑化	・樹高H＝1.5m、枝張W＝0.3mの寸法以上を確保すること。 ・緑化面積は、中木1本につき5㎡として計算する。 ・直径1.8mの円で図面表示すること。<u>低木による緑化部分と当該円が重なる場合、その両方を計上できるものとする。</u>ただし、当該円が他の円や建物などと重なる場合や、敷地外へ出る場合はその樹木は計上できないものとする。		中木による緑化	・樹高H＝1.5m、枝張W＝0.3mの寸法以上を確保すること。 ・緑化面積は、中木1本につき5㎡として計算する。 ・直径1.8mの円で図面表示すること。<u>低木による緑化部分、または芝・地被植物による緑化部分と当該円が重なる場合、その両方を計上できるものとする。</u>ただし、当該円が他の円や建物、<u>駐車場</u>などと重なる場合や、敷地外へ出る場合はその樹木は計上できないものとする。 ・<u>既存の健全な樹木を保存する計画の場合、樹冠の水平投影面積又は5㎡のいずれか大きい面積を加算できるものとする。ただし、樹冠が重なる場合は重複する部分の面積を除くものとし、5㎡を加算する場合は、前述の方法により計上すること。</u>

旧			新		
項 目		基 準 内 容	項 目		基 準 内 容
緑 化 面 積 の 算 定 基 準	高木による緑化	・樹高H＝3.0 m、幹周C＝0.12 m、枝張W＝0.7 mの寸法以上を確保すること。 ・緑化面積は、高木1本につき10㎡として計算する。 ・直径2.5 mの円で図面表示すること。<u>低木による緑化部分と当該円が重なる場合、その両方を計上できるものとする。</u>ただし、当該円が他の円や建物などと重なる場合や、敷地外へ出る場合はその樹木は計上できないものとする。	緑 化 面 積 の 算 定 基 準	高木による緑化	・樹高H＝3.0 m、幹周C＝0.12 m、枝張W＝0.7 mの寸法以上を確保すること。 ・緑化面積は、高木1本につき10㎡として計算する。 ・直径2.5 mの円で図面表示すること。<u>低木による緑化部分、または芝・地被植物による緑化部分と当該円が重なる場合、その両方を計上できるものとする。</u>ただし、当該円が他の円や建物、<u>駐車場</u>などと重なる場合や、敷地外へ出る場合はその樹木は計上できないものとする。 ・<u>既存の健全な樹木を保存する計画の場合、樹冠の水平投影面積又は10㎡のいずれか大きい面積を加算できるものとする。ただし、樹冠が重なる場合は重複する部分の面積を除くものとし、10㎡を加算する場合は、前述の方法により計上すること。</u>

旧			新		
項 目		基 準 内 容	項 目		基 準 内 容
緑 化 面 積 の 算 定 基 準	シンボルツリー (敷地のシンボルとなる大木) による緑化	・樹高H=5.0m、幹周C=0.3m、枝張W=2.0mの寸法以上を確保すること。 ・緑化面積は、シンボルツリー1本目を20㎡として計算し、2本目以降を1本につき15㎡として計算する。 ・直径5.0mの円で図面表示すること。 <u>低木による緑化部分と当該円が重なる場合、その両方を計上できるものとする。</u> ただし、当該円が他の円や建物などと重なる場合や、敷地外へ出る場合はその樹木は計上できないものとする。	緑 化 面 積 の 算 定 基 準	シンボルツリー (敷地のシンボルとなる大木) による緑化	・樹高H=5.0m、幹周C=0.3m、枝張W=2.0mの寸法以上を確保すること。 ・緑化面積は、シンボルツリー1本目を20㎡として計算し、2本目以降を1本につき15㎡として計算する。 ・直径5.0mの円で図面表示すること。 <u>低木による緑化部分、または芝・地被植物による緑化部分と当該円が重なる場合、その両方を計上できるものとする。</u> ただし、当該円が他の円や建物、 <u>駐車場</u> などと重なる場合や、敷地外へ出る場合はその樹木は計上できないものとする ・ <u>既存の健全な樹木を保存する計画の場合、樹冠の水平投影面積又は20㎡(2本目以降は15㎡)のいずれか大きい面積を加算できるものとする。ただし、樹冠が重なる場合は重複する部分の面積を除くものとし、20㎡を加算する場合は、前述の方法により計上すること。</u>

旧			新		
2 特殊緑化については、次の基準を満足する場合、緑化面積として算定できるものとする。			2 特殊緑化については、次の基準を満足する場合、緑化面積として算定できるものとする。		
項 目	基 準 内 容		項 目	基 準 内 容	
特殊緑化による算定基準	・地上部の低木による水平投影面積の2分の1を超える分に関しては算定しない。ただし、植栽基盤そのものを壁面に設置する場合は、この限りでない。 ・既につる性植物等で覆われている場合、その面積を緑化面積として算定することができる。 ・つる性植物等は生育に必要な補助資材を設置すること。十分に生育していない場合、補助資材の面積を緑化面積として算定することができる。 ・傾斜した壁面は、緑化しようとする面積の水平投影面積を緑化面積として算定する。 ・別途植栽計画を提出すること。		特殊緑化による算定基準	・地上部の低木による水平投影面積の2分の1を超える分に関しては算定しない。ただし、植栽基盤そのものを壁面に設置する場合は、この限りでない。 ・既につる性植物等で覆われている場合、その面積を緑化面積として算定することができる。 ・つる性植物等は生育に必要な補助資材を設置すること。十分に生育していない場合、補助資材の面積を緑化面積として算定することができる。 ・傾斜した壁面は、緑化しようとする面積の鉛直投影面積を緑化面積として算定する。 ・別途植栽計画を提出すること。	